

木彫り熊 100 周年映像制作放送業務 企画提案仕様書

1 業務名

木彫り熊 100 周年映像制作放送業務

2 業務の概要と目的

八雲の木彫り熊、ひいては北海道の木彫り熊が発祥したのは、北海道第一号の木彫り熊が出品された八雲農村美術工芸品評会開催初日の大正 13 年 3 月 26 日からである。これは実物資料があり、当時の様相を記した文書資料があり、木彫り熊という木彫の一ジャンルを形成し、脈々と現在まで八雲で木彫り熊が作られ続けてきたことから、八雲では木彫り熊発祥地と呼称してきた。

この木彫り熊の発祥について欠かせないのが、明治期から始まる尾張徳川家による八雲開墾移住であり、明治末期に当主となった徳川義親の存在であるが、その背景や事績を分かりやすく解説した動画はない。また八雲の木彫り熊を紹介した動画はあるものの、制作時期が平成初期であり、現在利用するには追加の解説が必要となっている。

本業務は、木彫り熊 100 周年を記念し、「尾張徳川家が幕末維新で果たした役割と八雲移住の歴史」「徳川義親と木彫り熊の発祥」「八雲の木彫り熊の歴史」の 3 点について資料に基づいた映像作品を制作し、それを広く紹介するためテレビ番組として放送するとともに、小中学校や八雲町木彫り熊資料館等で広く活用できるよう YouTube 等で公開するものとする。この映像作品を通じ、八雲の成り立ちと木彫り熊の歴史や文化について八雲町民の理解を深め、木彫り熊発祥地八雲を PR することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 6 年 11 月 29 日（金）まで

4 業務内容

(1) 映像作品制作

- ① 尾張徳川家による八雲への移住の経緯と開墾の様子、木彫り熊の発祥と歴史がわかる映像作品を制作すること。
- ② 内容は下記 3 点をテーマとし、それぞれ独立して視聴しても内容が分かるようにすること。
 - (ア) 尾張徳川家が幕末維新で果たした役割と八雲移住の歴史
 - (イ) 徳川義親と木彫り熊の発祥
 - (ウ) 八雲の木彫り熊の特徴と歴史
- ③ 小中学生まで幅広い年齢層が興味を持つ内容とすること。
- ④ 映像作品の尺は提案内容によるものとするが、全体（②の 3 点を通して見た場合の長さ）で 20 分程度とし、これより長くなることを妨げない。

- ⑤ 受注者は、映像の企画、出演者との出演交渉、脚本の作成、画像データ、撮影・収録及び編集のほか、撮影場所の許可手続き、関係者及び関係施設との折衝名等、制作に要する一切の業務並びに制作スケジュールの管理を行うこと。
- ⑥ 出演者等の出演料、使用する画像の利用料等、制作に要する費用は本提案内容に含むものとし、契約完了後に発注者が上映するにあたって出演料等の費用が将来にわたって発生しないようにすること。
- ⑦ 脚本について
 - (ア) 脚本の制作にあたっては、歴史的事実を重視し、最新の研究成果を踏まえて作成すること。基礎資料は別紙のとおりとするが、これ以外にも資料の収集に努めること。
 - (イ) 脚本は発注者と協議のうえ、承認を得ること。
- ⑧ 映像作品の演出や表現方法、出演者等は提案内容によるものとする。

(2) 映像作品のテレビ放送

- ① 北海道内で視聴できる地上波テレビ番組で、制作した映像作品もしくは映像作品を使用した番組を放送すること。
 - (ア) 契約期間内に1回以上放送することとし、放送枠（曜日・時間帯）と尺を提案すること。
 - (イ) 放送枠は、視聴率及び視聴者層を考慮し、できる限り視聴者数の多い時間帯とすること。
- ② 受注者は、映像作品を使用した番組の企画、出演者との出演交渉、脚本の作成、画像データ、撮影・収録及び編集のほか、撮影場所の許可手続き、関係者及び関係施設との折衝名等、制作に要する一切の業務並びに制作スケジュールの管理を行うこと。

(3) 映像作品のインターネット配信

- ① インターネットを通じた動画配信を行う。配信は YouTube に八雲町教育委員会が持つアカウント（八雲木彫り熊チャンネル）とするため、YouTube での配信向けにエンコードした mp4 形式の動画データを納品すること。基本的に、解像度は 1920×1080、コンテナは mp4、音声コーデックは AAC-LC(48khz・320kbps・ステレオ)、動画コーデックは H.264、フレームレートは 60fps、ビットレートは 8Mbps 程度とするが、受注者と協議の上決定する。
- ② 出演者の出演料や、音楽の使用料等、動画を配信するうえで追加費用が発生しないようにすること。
- ③ テレビ放送した番組を、受注者の YouTube チャンネル等で公開することは可能とするが、発注者が投稿する映像作品が YouTube から二重投稿と判定されないようにすること。

(4) 映像作品の上映

- ① 8月31日、9月1日の片方もしくは両日に、映像作品の一部または全部を八雲町内で上映すること。

- ② 上映にあたっては、パソコンで再生可能な上映データを事前に発注者に納品するか、上映方法を提案すること。

(5) 追加提案

- ① その他、契約上限額の範囲内で本業務の目的を達成するのに効果的かつ実施可能な企画がある場合には、積極的に提案すること。なお教育委員会が行う木彫り熊 100 周年記念事業は、以下のとおり予定している。
 - (ア) 5月26日、6月30日、7月28日、9月29日、10月27日の午後に1～2時間程度、学芸員による木彫り熊等の講演会と、木彫り熊の観賞会を行う。会場は八雲町公民館。
 - (イ) 8月31日と9月1日に、木彫り熊に関わるゲストを招いての、トークイベントを行う。会場は八雲町内。
 - (ウ) 木彫り熊に関する特別展を、6月～9月は八雲の木彫り熊について、9月～12月はスイスの木彫り熊と八雲の木彫り熊について、それぞれ八雲町木彫り熊資料館で開催を予定している（各テーマは変更の可能性あり）。
- ② 八雲町の魅力をPRする企画があれば提案すること。
- ③ 番組宣伝等視聴率向上につながる企画があれば提案すること。
- ④ 映像作品の制作・放送のための費用の一部を負担する民間企業等を募ることもできるものとする。

(6) 実施体制

- ① 企画提案者のうち1名以上は、過去10年以内に国および地方自治体発注の歴史、文化または文化財に関する映像制作及び放送業務に従事した経験がある者を配置することとし、受注実績の業務名、発注機関、契約年等を記載すること。
- ② 企画提案者のうち1名以上は、過去10年以内に歴史または文化財をテーマとした脚本執筆業務に従事した経験がある者を配置することとし、受注実績の業務名、発注機関、契約年等を記載すること。
- ③ 業務を担当する予定者の氏名、担当業務、職務経験年数、類似業務経歴を記載すること。類似業務経歴は、業務名、発注機関、契約年等を記載すること。
- ④ 提案内容の担当別に業務を実施する体制を記載すること。
- ⑤ 第三者に業務の一部を再委託する場合は、その内容と委託先を記載すること。

(7) 業務打ち合わせ

- ① 業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて、発注者と打合せを行うこと。
- ② 打合せ場所は八雲町公民館を基本とするが、必要に応じ、オンラインでの打合せにも対応できる体制とすること。

(8) 計画書・報告書等の作成

- ① 実施計画書・工程表及び業務報告書等を作成し、発注者に提出すること。

(ア) 本契約後速やかに提出する書類

- ・業務実施計画書 1部
- ・業務工程表 1部

(イ) 業務完了時に提出する書類

- ・業務完了報告書

(9) 成果品

- ① 制作した映像作品を収録した DVD。一般的な DVD デッキで再生可能なものとする。映像作品は複製が可能な形で収録すること。枚数は最低 5 枚とし、1 枚ずつケースに入れること。
- ② テレビ放送番組を収録した DVD。一般的な DVD デッキで再生可能なものとする。枚数は最低 2 枚とし、1 枚ずつケースに入れること。
- ③ YouTube にアップロード可能なファイル形式 (.mp4) として映像作品を記録した DVD 等電磁的記録媒体。
- ④ 業務完了報告書。印刷したもの 2 部と、データ (pdf) とする。
- ⑤ 映像作品を制作するための作成物・撮影物等の一切のデータを記録した DVD 等電磁的記録媒体。

5 納品場所及び検査場所

八雲町公民館（住所 〒049-3112 北海道二海郡八雲町末広町 154 番地）

6 著作権の取り扱い

(1) 取得財産及び著作権の帰属

- ① 本件業務において制作した最終成果品に関するすべての著作権（著作権法第 27 条及び同法第 28 条に定められた権利を含む）は、発注者へ帰属する。ただし、受注者または第三者が本業務履行前から保有していた著作権は、受注者または第三者に留保されるものとする。
- ② 受注者は、発注者又は発注者から正当に本件著作物の利用を許可された第三者に対し、著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 発注者は、本件著作物を公表するに際し、受注者の承諾を得ることを要しないものとする。
- ④ 発注者は、本件著作物を利用するにあたり、著作者の表示をすることを要しないものとする。
- ⑤ 発注者は、受注者の承諾を得ることなく本件著作物を補作又は改訂することができるものとする。

(2) 著作権の処理

- ① 第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理するものとし、発注者は責任を負わない。

7 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、法令、条例等を遵守し適切な取り扱いを確保すること。また、発注者と常に連絡を取って十分な打ち合わせし、その指示によって行うこと。必要に応じ、業務執行ごとにその案を提出し、指示を受けた後業務を進めること。
- (2) 本業務の履行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、受注者と発注者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (3) 本業務の履行に伴い受注者が提供を受けたデータ及び打ち合わせ、資料、計画等の内容については、本業務の目的のみに使用し、第三者に提供してはならない。
- (4) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (5) 成果品が本仕様書に反することが判明した場合には、受注者は、納品後であっても修正等を行うこと。

8 担当課及び連絡先

八雲町教育委員会 社会教育課 資料館係

住所 〒049-3112 北海道二世郡八雲町末広町 154 番地

電話番号 0137-63-3131

別紙 参考文献

凡例：著者 発行年 「論文タイトル」『本のタイトル』 発行所等

○八雲移住の経緯と開墾

- ・徳川義崇監修 2014『写真集 尾張徳川家の幕末維新 徳川林政史研究所所蔵写真』吉川弘文館
- ・NHK プラネット中部編 2010『写真家大名・徳川慶勝の幕末維新 尾張藩主の知られざる決断』日本放送出版協会
- ・和合会 2015『和合会百周年記念 改訂 和合会史』
- ・藤田英昭 2009「北海道開拓の発端と始動」『徳川林政史研究所紀要』44号
- ・藤田英昭 2012「大正・昭和初期における徳川農場の理念と実践」『徳川林政史研究所研究紀要』47号

○木彫り熊

- ・大谷茂之 2020「木彫りとなったヒグマ-八雲町の木彫り熊を中心として」『ヒグマ学への招待』北海道大学出版会 増田隆一編著
- ・大谷茂之 2020「ペザントアートから生まれた木彫り熊」『こっぱ人形通信』第13号
- ・上原敏編 2017『熊彫～義親さんと木彫りの熊～』凹プレス+エルビスプレス
- ・大石勇 1994『伝統工芸の創生-北海道八雲町の「熊彫」と徳川義親』吉川弘文館
- ・太田尚宏 2009「徳川義親の熊狩と八雲「熊彫」の誕生」『アイヌ-美を求める心』（展示図録）財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- ・安藤夏樹 2019『熊彫図鑑』プレコグ・スタチオ 東京 903 会編著
- ・徳川義親 1973『最後の殿様』講談社
- ・大塚和義 1986「アイヌの木彫り熊 <スイスをモデルに>」『異文化の探究－民族学の旅・続々』講談社 梅棹忠夫編著